## 第51号議案

## 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年亀岡市条例 第1号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月29日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

記

- 1 名称及び数量 タブレット端末等 7,683台分
- 2 購入金額 金404,085,000円
- 3 購 入 先 大阪府東大阪市長田中3丁目5番44号 株式会社ライオン事務器 大阪本店 大阪本店長 大曽根 要
- 4 購入方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第8 号に基づく随意契約

## 財産の取得について

- 1 名称及び数量 タブレット端末等 7,683台分
- 2 購入金額 金404,085,000円
- 3 購 入 先 大阪府東大阪市長田中3丁目5番44号 株式会社ライオン事務器 大阪本店 大阪本店長 大曽根 要
- 4 購入方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第8 号に基づく随意契約
- 5 契 約 概 要 亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校に おける全児童生徒及び教職員用タブレット端 末 (i P a d) 等を7, 683台分購入する。